

## 質疑・回答

事業名		呉市災害公営住宅(公募型・建物提案型)買取事業	
質問	該当箇所	項目	質疑
	整備基準 第10条	第11条	第11条の児童遊園や広場については、近接の緑地公園を第10条のただし書きにある市長が認める施設として該当しないのでしょうか。
回答	該当しません。		
質問	該当箇所	項目	質疑
		公共インフラ について	敷地周辺の現況における上水、下水、雨水排水、電気、ガス等の資料があれば、提供していただけますか。 また、本事業地への上水、下水等の引き込み費用は呉市の負担と考えてよろしいですか。
回答	ライフラインについては事業者にて個別に関係機関に協議を行ってください。 また、上水については事業者負担、下水については敷地内第一公共樹までは呉市が施工します。		
質問	図面番号	仕様書(頁)	質問
		建ぺい率 の緩和	本事業用地は角地として+10加算と考えてよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。		
質問	図面番号	仕様書(頁)	質問
		既設設置物 について	既設ガードレール等の設置物撤去費用については、本事業費として見込むのでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。事業費に見込んでください。		
質問	図面番号	仕様書(頁)	質問
		前面道路の 使用について	工事用地として、前面道路の一部使用は可能でしょうか。
回答	前面道路は呉市道となっております。道路使用、占用については関係課(土木総務課)にて協議してください。		

	図面番号	仕様書(頁)	質問
質問		駐車場用地	駐車場用地の整備について現存するアスファルト舗装にオーバーレイとしてもよろしいですか。
回答	既存アスファルト等のはぎ取りは必要ありません。できるだけ費用をかけない工法で駐車場として整備計画の提案を行ってください。		

	図面番号	仕様書(頁)	質問
質問		残土置き場	事業用地周辺で残土置き場等として利用できる場所はあるでしょうか。
回答	ありません。		